

令和6年
10月2日
(水)

第3回「(仮称) 泉南市認知症条例」 制定に係る検討委員会を開催しました



「(仮称) 泉南市認知症条例」
検討委員会事務局だより第3号
発行 泉南市長寿社会推進課
泉南市認知症地域支援推進員

第3回では、事務局が作成した条例素案と各委員が考案したタイトル案について意見交換を行いました。今回は、法律がある中で泉南市があえて条例を作る理由を全員で再確認し、法律を泉南市民に伝わりやすくするため、そして市の方向性を示し一緒に取り組んでいくため、ということを踏まえ、議論を始めました。委員からは素案に対して要不要の箇所、誤解を招く可能性、表現の強弱など、忌憚ない意見が上がりました。また、タイトル案については、条例の内容を一言で表現するため、自由な発想で案を出し合い、それぞれの言葉に含まれる意味を共有し深めました。これらを踏まえ、事務局で再検討し、パブリックコメントを経て、次回、最後の検討委員会にて条例案を検討します。



声

～お寄せいただいた声や委員会で挙がった声を紹介します～

各委員より、条例素案について(一部抜粋)

■それぞれの役割についての意見

- ・家族がいない人を支援する際に、本人の判断能力が著しく低下し、本人の決断が不利益となる場合には本人の意向に沿わない支援をせざるを得ないことがある。「本人の利益を優先する支援を行う」など、支援者が守られる一言を入れてはどうか。
- ・各立場の役割の中で、そこまで押し付けて良いのかと感じる部分がある。「可能な範囲」の追記、実施しやすい環境づくりや配慮が広がる表現を探り、やらなければならない印象を与えない表現を検討したい。
- ・認知症になってから相談する場合、誰に何を聞いたらいいか、こんな制度があって、このように利用するなど、導いてほしい。その時に応じて案内できる内容を記載できたら良いと思う。

■言葉の捉え方についての意見

- ・「認知症の人」という言葉を繰り返し使用することに違和感がある。「患者」や「利用者」についても唐突感があり、立場によって言葉が異なるのは、市民にとってややこしいと思う。
- ・認知症の人への理解より、「人の理解」を大事にすると良いのではないかと。
- ・「ともに」「生き生き」「思い」等の重複表現について。意味が異なる場合は似た言葉を避けるなど整理し、市民に分かりやすく伝わる工夫が必要。

■全体を通しての意見

- ・本人、家族だけでなく、関わる全ての人が理解し、協力できるように広げていくことが大事。色々なことを「ともに」進め、社会全体の理解が必要なこと、条例を発信する際には、本人の声を示していくことも大事だと思う。

各委員から挙がった条例タイトル案(カッコ内は解説)

- ・泉南市認めよう知ろう症状も人も認知症条例(「認める」には「目に留める」という意味もある。)
- ・泉南市生きる喜び条例(泉南市歌の言葉を使用。他、夢がある泉南、愛するふるさと等。)
- ・つながるWAO条例／泉南市WAO認知症条例(他市の人にもWAOの意味を知ってもらうために、認知症サポーター養成講座内で子どもへ「WAO」の意味を伝えている。)
- ・泉南市認知症バリアフリー条例(「バリアフリー」という言葉の大切さに注目。)
- ・泉南市認知症ひかり条例(先の見えない中、光を追いかけて生きている。)
- ・人として認める、安心安堵できるまち、
誰もがきっと住みたくなるまち、住み続けたいまち条例
- ・泉南市の誰もが笑顔で一緒に歩いていく認知症条例

*重複する案は省略



*事務局コメント

条文の一つ一つの言葉の意図することや、どんな声によって作成された条文かという根拠を示せるようにしていきたいです。

第4回では、条例案と条例の解説を照らし合わせて見ていただけるものを準備したいと考えています。

